



◎岡山県規則第四十四号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年岡山県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

◎岡山県規則第四十五号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則  
児童福祉法等施行細則（昭和二十七年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第十項又は第十一項」を「第十九項又は第二十項」に改める。

第十条第一項中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削り、「法第六条の三第一項第一号に規定する満二十歳未満義務教育終了児童等又は同項第二号に規定する満二十歳以上義務教育終了児童等」を「法第六条の三第一項各号に掲げる者」に、「義務教育終了児童等」と総称する」を「児童自立生活援助対象者」という」に改め、同条第二項及び第三項中「義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助対象者」に改める。

第十六条第四項中「第十項又は第十一項」を「第十九項又は第二十項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十六号

岡山県海面漁業調整規則及び岡山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県海面漁業調整規則及び岡山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則  
(岡山県海面漁業調整規則の一部改正)

第一条 岡山県海面漁業調整規則(昭和四十年岡山県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項の表中ぼらの当歳魚の項からこのしろの当歳魚の項までを削る。  
第四十八条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならない。

第五十五条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第五十六条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

(岡山県内水面漁業調整規則の一部改正)

第二条 岡山県内水面漁業調整規則(昭和四十年岡山県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中ぼらの当歳魚(方言でいういな)の項からこのしろの当歳魚(方言でいうつなし)の項までを削る。

第三十九条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第四十条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中岡山県海面漁業調整規則第五十五条第一項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)及び第二条中岡山県内水面漁業調整規則第三十九条第一項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◎岡山県規則第四十七号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

2 第八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
 果の判定基準並びに調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）第二前段の規定により知事が付加する調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表に定めるところによる。

調査項目		調査方法	判定基準
建築物の内 部	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。）	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	常閉防火扉の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置及び照明器具、懸垂物等の状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	常閉防火扉の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、常閉防火扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号）第一号の規定に適合しないこと。

令和7年5月30日 岡山県公報 第12705号

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

附 則

		等 設 備		排 煙 設 備		階 段		居 室 の 換 気	
		非 常 用 の 照 明 装 置	エ レ ー ター	排 煙 設 備	防 煙 壁	特 別 避 難 階 段	換 気 の 状 況	換 気 設 備 の 作 動 状 況	
照 明 の 妨 げ と な る 物 品 の 放 置 の 状 況	非 常 用 の 照 明 装 置 の 作 動 の 状 況	昇 降 路 又 は 乗 降 ロ ビー の 排 煙 設 備 の 作 動 の 状 況	排 煙 設 備 の 作 動 の 状 況	可 動 式 防 煙 壁 の 作 動 の 状 況	階 段 室 又 は 付 室 の 排 煙 設 備 の 作 動 の 状 況	換 気 の 妨 げ と な る 物 品 の 放 置 の 状 況	換 気 設 備 の 作 動 の 状 況		
目 視 等 に よ り 確 認 す る。	各 階 の 主 要 な 非 常 用 の 照 明 装 置 の 作 動 を 確 認 す る。	各 階 の 主 要 な 排 煙 設 備 の 作 動 を 確 認 す る。	各 階 の 主 要 な 排 煙 設 備 の 作 動 を 確 認 す る。	各 階 の 主 要 な 可 動 式 防 煙 壁 の 作 動 を 確 認 す る。	各 階 の 主 要 な 排 煙 設 備 の 作 動 を 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	各 階 の 主 要 な 換 気 設 備 の 作 動 を 確 認 す る。	す る。 た だ し、三 年 以 内 に 実 施 し た 点 検 の 記 録 が あ る 場 合 に あ つ て は、 当 該 記 録 に よ り 確 認 す る こ と を も つ て 足 り る。	
照 明 の 妨 げ と な る 物 品 が 放 置 さ れ て い る こ と。	非 常 用 の 照 明 装 置 が 作 動 し な い こ と。	排 煙 設 備 が 作 動 し な い こ と。	排 煙 設 備 が 作 動 し な い こ と。	可 動 式 防 煙 壁 が 作 動 し な い こ と。	排 煙 設 備 が 作 動 し な い こ と。	換 気 の 妨 げ と な る 物 品 が 放 置 さ れ て い る こ と。	換 気 設 備 が 作 動 し な い こ と。		

◎岡山県告示第二百八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和七年五月二十日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

田中義人

肢体不自由

独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター

都窪郡早島町早島四〇六六

坂井恭治

肢体不自由

医療法人社団和風会 中島病院

津山市田町一二二番地

田端雅弘

呼吸器

地方独立行政法人玉野医療センター

玉野市宇野二丁目一番二〇号

武田淳雄

聴覚・平衡

医療法人 武田耳鼻咽喉科医院

笠岡市二番町七一九

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

山内優輔

肢体不自由、呼吸器

日本原病院

津山市日本原三五二

角田慶一郎

肢体不自由

津山中央病院

津山市川崎一七五六

石賀充典

呼吸器

独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター

都窪郡早島町早島四〇六六

◎岡山県告示第二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和七年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

真庭市蒜山下和字植杉二二七四の一四〇から二二七四の一四五まで、二二七八の七〇から二二七八の七二まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

# 令和7年5月30日 岡山県公報 第12705号

〔二四三〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十八条の規定により、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和七年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 公文書開示請求件数

1 請求件数 一、四七二件

## 2 処理状況

開示 六七三件

一部開示 五九三件

非開示 六件

公文書不存在 一三一件

対象外 一件

取下げ 六八件

## 3 実施機関別内訳

知事 一、一一一件

教育委員会 一〇七件

選挙管理委員会 二一件

人事委員会 二件

公安委員会 二件

警察本部長 一七〇件

公営企業管理者 五五件

岡山県立大学 三件

岡山県精神科医療センター 一件

二 審査請求件数 七件

〔二四四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年五月三十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和七年七月九日午後二時から

二 開催場所

津山市山北五二〇番地 津山市役所二階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年六月十二日から同月二十六日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は津山市都市建設部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

津山広域都市計画道路の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年六月十二日から同月二十六日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び津山市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）におおしも公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六―二二六―七四九二）又は津山市都市建設部都市計画課計画係（津山市山北五二〇番地 電話〇八六八―三二―二〇九六）

別紙様式

意見書

令和7年5月30日付けの岡山県公報で公告された津山広域都市計画道路の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいしょ めいりょうに記載すること。

〔二四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町西南四一三番一、字野荒四二〇番二、四二〇番三、四二〇番九、  
四二一番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市瓜生原三三七番地の一

社会福祉法人 鷺園

理事長 小林 和彦

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十二月六日岡山県指令建指第三三二号

〔二四六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年五月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字中通一〇番八、一一一〇番九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目三三番地三カーサディアータ二〇一

山室 倫良

山室 裕美

三 許年月日及び許可番号

令和七年三月二十一日岡山県指令建指第四一九号

〔二四七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 件名

令和7年度岡山県立高等学校等岡山市他地区空調設備リース業務

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和8年3月1日から令和18年2月末日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 借入数量

8校201教室の空調設備一式

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 岡山県物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿の営業種目表の大分類が「9 その他」、小分類が「12 レンタル・リース類」であり、格付区分がAであること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続  
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
  - (1) 申請先及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)  
電話 (086) 226-7538
  - (2) 申請期限  
令和7年7月4日(金) 午後5時
- 4 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県教育庁財務課施設班  
電話 (086) 226-7574  
FAX (086) 221-8041
  - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
    - ア 交付期間  
令和7年5月30日(金) から同年7月9日(水) まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
    - イ 交付方法
      - (1)の場所にて交付する。また、岡山県教育庁財務課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/143/>)からダウンロードすることができる。
  - (3) 入札書の提出方法  
入札書の提出は、郵便等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)によるものとする。
  - (4) 入札書の提出期限及び提出場所
    - ア 入札書提出期限  
令和7年7月17日(木) 午後3時
    - イ 提出場所  
(1)の場所とする。
- 5 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(4)アの期限までに提出する以外に、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を令和7年7月9日(水)午後5時までに、4(1)の場所に郵便等により提出しなければならない。  
また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

- (3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否  
要

- (6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased :

Okayama Prefectural High School Air Conditioning, 1 set

- (2) Time limit for tender :

By mail 3:00 P.M. 17 July, 2025

- (3) Contact point for the notice :

Financial Affairs Division, Organization of Prefectural Board of Education,  
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan

TEL 086-226-7574

FAX 086-221-8041

〔二四八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 件名

令和7年度岡山県立高等学校等倉敷市他地区空調設備リース業務

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和8年3月1日から令和18年2月末日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 借入数量

9校215教室の空調設備一式

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 岡山県物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿の営業種目表の大分類が「9 その他」、小分類が「12 レンタル・リース類」であり、格付区分がAであること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続  
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
  - (1) 申請先及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)  
電話 (086) 226-7538
  - (2) 申請期限  
令和7年7月4日(金) 午後5時
- 4 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県教育庁財務課施設班  
電話 (086) 226-7574  
FAX (086) 221-8041
  - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
    - ア 交付期間  
令和7年5月30日(金) から同年7月9日(水) まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
    - イ 交付方法  
(1)の場所にて交付する。また、岡山県教育庁財務課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/143/>)からダウンロードすることができる。
  - (3) 入札書の提出方法  
入札書の提出は、郵便等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)によるものとする。
  - (4) 入札書の提出期限及び提出場所
    - ア 入札書提出期限  
令和7年7月17日(木) 午後3時
    - イ 提出場所  
(1)の場所とする。
- 5 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(4)アの期限までに提出する以外に、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を令和7年7月9日(水)午後5時までに、4(1)の場所に郵便等により提出しなければならない。  
また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

- 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

- (4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否  
要

- (6) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased :  
Okayama Prefectural High School Air Conditioning, 1 set
- (2) Time limit for tender :  
By mail 3:00 P.M. 17 July, 2025
- (3) Contact point for the notice :

Financial Affairs Division, Organization of Prefectural Board of Education,  
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan  
TEL 086-226-7574  
FAX 086-221-8041

◎岡山県議会公告

岡山県議事情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和七年五月三十日

岡山県議会議長

遠藤 康 洋

一	公文書開示請求件数及び処理状況	
1	請求件数	八件
2	処理状況	
	開示	四件
	一部開示	二件
	非開示	二件
二	審査請求件数及び処理状況	
1	審査請求件数	〇件
2	処理状況	なし

◎岡山県議会公告

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年岡山県条例第五十九号)第五十六条の規定により、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の施行の状況を次のとおり公表する。

令和七年五月三十日

岡山県議会議長 遠藤康洋

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 一 保有個人情報開示請求件数及び処理状況 | 〇件 |
| 1 請求件数               | 〇件 |
| 2 処理状況               | なし |
| 二 保有個人情報訂正等請求件数      | 〇件 |
| 三 保有個人情報利用停止等請求件数    | 〇件 |
| 四 審査請求件数及び処理状況       | 〇件 |
| 1 審査請求件数             | 〇件 |
| 2 処理状況               | なし |

◎岡山県選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。  
令和七年五月三十日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木健太郎後援会	青木健太郎	青木健太郎	真庭市台金屋二九八―一二	令和七・四・一
かんざき政人後援会	神崎政人	小林将太	岡山市中区雄町一八二―一三ハイツアカアマリン一〇七号室	四・一四
柴田さとし後援会	高階重行	木村美恵子	総社市中央六一〇―一二七	四・八
原田茂後援会	石原基司	原田みどり	瀬戸内市長船町八日市一七二	四・一

◎岡山県選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。  
令和七年五月三十日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

一 政党の支部	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
政治団体の名称	和田ひとみ	代表者の氏名	和田ひとみ	栢菅 聡	令和七・四・二一
参政党岡山第1支部	八杉良子	会計責任者の氏名	八杉良子	近藤 有道	〃
〃	安原晃宏	代表者の氏名	安原晃宏	薬師寺 美和	〃
参政党岡山第2支部	重田幸作	会計責任者の氏名	重田幸作	藤原 大輔	〃
〃	池田孝明	代表者の氏名	池田孝明	山口 真司	〃
参政党岡山第3支部	池田孝明	代表者の氏名	池田孝明	〃	〃
立憲民主党岡山第1区	柚木道義	主たる事務所の所在地	岡山市北区泰還町三一五―八	岡山市北区京町一三五高田ビル一階	〃
総支部	〃	〃	〃	〃	〃
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
政治団体の名称	武田俊彦	代表者の氏名	武田俊彦	堀井 茂男	令和七・四・一六
岡山県精神科病院政治連盟	藤田祐二	政治団体の名称	木下たかふみ後援会	木下公文後援会	〃
〃	〃	主たる事務所の所在地	瀬戸内市牛窓町鹿忍二二二―一	瀬戸内市牛窓町鹿忍七八三―七七	〃
ことうあきお後援会	厚東晃央	代表者の氏名	厚東晃央	木村 晴子	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	鈴木 武	近藤 三枝子	〃
こばやし孝一郎後援会	小林孝一郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	〃
〃	〃	公職の種類（第一号）	参議院議員	〃	〃
〃	〃	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	小林 孝一郎、参議院議員	〃	〃
はたとこ後援会	はたとこ	主たる事務所の所在地	浅口市鴨方町鴨方九七二―一	津山市小田中一三〇〇―一五―一〇二	〃
原田謙介政治参画研究会	原田謙介	〃	岡山市北区泰還町三一五―八	岡山市北区京町一三五高田ビル一階	〃
原田龍五後援会	木口卓士	会計責任者の氏名	原田龍五	尾藤 寿実	令和六・一一・二七
山本たすく後援会	赤堀忠利	代表者の氏名	赤堀忠利	山下 善教	令和七・四・一六
よしむら武司後援会	吉村武司	〃	吉村武司	守井 秀龍	〃

◎岡山県選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
令和七年五月三十日

岡山県選挙管理委員会  
委員長  
大  
林  
裕  
一

一 政党の支部

政治団体の名称

立憲民主党岡山県第3区総支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

あさのかずあき後援会

英和会

大橋健良後援会

岡田たかゆき後援会

岡山県水島民社協会

倉敷の発展と未来を考える会

塩津孝明後援会

塩飽満路後援会

にくま進後援会

水田だいすけ後援会歌友会

水田大助後援会共に成る会

雅備会

代表者の氏名

はたともこ

代表者の氏名

浅野和昭

水田大助

大橋健良

國米均

小橋政次

小田大助

塩津孝明

橋本詞夫

高階重行

小田大助

小田大助

浅原康幸

解散年月日

令和七・二・二四

解散年月日

令和七・四・二二

令和六・一二・三一

令和七・四・六

令和六・一二・三一

令和七・四・六

令和六・一二・三一

令和七・四・六

令和七・四・二二

令和七・四・二二

令和七・三・三一

令和七・三・三一

令和七・三・二〇

◎岡山県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。  
令和七年五月三十日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青木健太郎	真庭市議会議員	青木健太郎後援会	真庭市台金屋二九八―一二	令和七・四・一
神崎政人	岡山市長	かんざき政人後援会	岡山市中区雄町一八二―一三ハイツアクアマリン一〇七号室	四・一一
吉村武司	備前市長	よしむら武司後援会	備前市伊部一三七―一	一・一七

◎岡山県選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和七年五月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小林孝一郎	こばやし孝一郎後援会	公職の種類	参议院議員	岡山県議会議員	令和七・一・一
はたともしこ	はたともしこ後援会	主たる事務所の所在地	浅口市鴨方町鴨方九七二一	津山市小田中一三〇〇一五一一〇二	四・二〇
原田謙介	原田謙介政治参画研究会	〃	岡山市北区泰還町三一五一八	岡山市北区京町一三五高田ビル一階	〃
					四・八

◎岡山県選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。  
令和七年五月三十日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

大橋健良

塩津孝明

資金管理団体の名称

大橋健良後援会

塩津孝明後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和七・四・六

〃

〃

〔九〕昭和六十二年五月十九日付け公布岡山県告示第四百七十三号（保安林の解除予定）に誤りがあった。

五八三・上・一	頁・段・行
一一四一	誤
一一四一の	正